

第1章

省エネルギービジョン策定の 背景と目的

2005(平成17)年2月、世界の多くの国が参加し温室効果ガス排出削減を約束した「京都議定書」が発効されました。わが国も京都議定書に基づき、さまざまな省エネルギー対策が実施されています。

本章では、地球温暖化の背景、国・北海道の省エネルギー施策の概況を理解し、「北広島市地域省エネルギービジョン策定」の目的・位置づけを示します。

第1章 省エネルギービジョン策定の背景と目的

- 1 地球温暖化の背景とその影響

エネルギーの大量消費は、地球の危機を招きます。

エネルギーは、私たちの生活や産業活動を行うために、欠くことのできない重要な資源です。そしてエネルギー需要は、生活水準の向上や経済規模の拡大などから増大を続けています。

私たちは、機能の優れた家庭製品（電気・ガス器具など）や自家用車の普及および公共交通機関の整備などにより便利な生活を享受しています。

しかしながら、この経済活動からくるエネルギーの大量消費は、温室効果ガスである二酸化炭素を大量に排出し地球温暖化の原因となっています。

このような状況は、温室効果ガスの排出者である私たちが原因者であると同時に、その影響を被る被害者になり得るということでもあります。

国民一人ひとり、また事業者が今日そして未来の地球環境のためにエネルギー消費の無駄をなくし、さらなる技術開発によるエネルギーの効率的な使い方を求めていかなければなりません。

地球温暖化のメカニズム

地球は、太陽光のエネルギーを受けて暖められている一方で、この暖められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。この双方の反復運動がバランスよく行われることにより、人類が住みやすい平均した温度を保っています。

ところが、産業革命以降、経済規模の拡大などに伴う化石燃料の大量消費や森林伐採などにより、大量の二酸化炭素が大気中に放出されました。このため現在の大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命以前の約 **1.3** 倍の濃度になっています。二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がると、暖められた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、地球が温室バリアーに包まれた状態になり、地表の温度が必要以上に上がってしまいます。

これが「地球温暖化現象」です。

地球の気温は、**20** 世紀の間に **1°C** 上昇しました。とりわけ **1995(平成 7)** 年以降の高温傾向が顕著で、このまま進むと **2100** 年には **1.4~5.8°C** 上昇すると予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化は、動植物の生態系の変化、洪水・熱波などの異常気象をもたらします。

気温上昇の影響は地球規模に及んでおり、世界各地で洪水、熱波、エルニーニョなどが発生しています。

★自然生態系

- ・高山生態～ハイマツ、オコジョ、ライチョウなどの分布域の縮小
- ・森林～ブナ林のミズナラ林への移行、スギ造林地の競争樹種増加、病虫害被害の地域変動、ニホンジカ、サル、イノシシなどの大型哺乳動物の分布拡大
- ・草地～50年後に亜寒帯植生が石狩低地以南から消滅、冷温帯植生も九州、四国、紀伊半島から消滅
- ・生物多様性～山岳・小島嶼国、小面積樹林の固有植物群落の消滅による遺伝子プール保持が困難
*島嶼（とうしょ）：大小の島々の意

★気温の変化～この100年間で1℃上昇、異常高温発生件数の増加

★水資源

- ・3℃の気温上昇で洪水のおそれが増大
- ・積雪地帯では1～3月河川流量増加、4～6月は減少

★経済・エネルギー

- ・夏の気温1℃上昇で夏物商品売上5%増、冷房需要500万kW（160万世帯分）増加
- ・降水量や積雪量の変化による火力・原子力発電出力の低下

★農林業

- ・米は高緯度地域で増産、低緯度地域で高温による生育障害、全体で減産
- ・害虫の越冬範囲拡大や世代交代が早まる可能性あり

★健康

- ・夏季の日最高気温上昇による肺炎罹患率の増加、熱波による高齢者の死亡率、罹患率の増加、媒介動物の北上による感染リスクの増加（マラリア、デング熱など）

★沿岸域

- ・東京湾等内湾の汚染が進行
- ・65cmの海面上昇で日本全国の砂浜海岸の8割以上が浸食
- ・平均満潮位以下の土地、人口、資産の安全性確保のため、堤防嵩上げ等に11兆円の対策費用が必要
- ・地下水位の上昇や塩水化による基礎地盤の支持力の低下

★海洋

- ・熱帯・亜熱帯性のプランクトン種の日本近海における出現
- ・動物プランクトンの小型化、サンゴ礁は40cm/100年以上の海面上昇で沈水などの影響を受ける

出典：環境省「地球温暖化の日本への影響 2001」

- 2 国の省エネルギー施策

京都議定書は、地球温暖化防止を図るため、第一約束期間（2008(平成 20)年～2012(平成 24)年）までに世界の国々が協力して温室効果ガス削減を図るもので、日本の場合は1990(平成 2)年レベルより6%削減することを目標としました。

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の増大が地球を温暖化し自然の生態系等に悪影響を及ぼす恐れがあることを背景に、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、1992(平成 4)年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球環境サミット（UNCED）で気候変動枠組条約が締結されました。

京都議定書はこの枠組条約の目的を達成するため1997(平成 9)年京都で開催されたCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）で採択され、先進国等に対し、温室効果ガスを1990(平成 2)年比で、2008(平成 20)年～2012(平成 24)年に一定数値（日本6%、米国7%、EU8%）削減することを義務づけています。また、この削減を達成するための京都メカニズム等を導入しました。この議定書はロシアの締結により発効要件が満たされ、2005(平成 17)年2月16日に発効されました。

京都議定書の概要

*対象ガス

- ・二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）
- ・吸収源の取り扱い～1990年以降の新規の植林や土地利用の変化にともなう温室効果ガス吸収量を排出量から差し引く

*削減約束

- ・基準年は1990(平成 2)年（HFC、PFC、SF₆は1995(平成 7)年とすることができる）
- ・第一期の約束期間は、2008～2012年（5年間の合計排出量を基準年排出量の5倍に削減約束を乗じたものと比較）
- ・先進国全体の対象ガスの人為的な総排出量を基準年より5.2%削減する。国別の削減目標は、EU8%減、米国7%減、日本6%減、カナダ6%減、ロシア0%などのほかオーストラリアやアイスランドなど増加を認められている国もあります

*削減約束を達成する手段として「京都メカニズム」を導入

- ・排出量取引～先進国が割り当てられた排出量の一部を取引できる仕組み
- ・共同実施（JI）～先進国同士が共同で削減プロジェクトを行った場合に、それで得られた削減量を参加国の間で分け合う仕組み
- ・クリーン開発メカニズム（CDM）～先進国が途上国において削減・吸収プロジェクト等を行った場合に、それによって得られた削減量・吸収量を自国の削減量・吸収量として計算する仕組み

温室効果ガスの発生起源と地球温暖化係数（各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を二酸化炭素と当該効果に対する比率で表したもの）は下表の通りです。

表1-1 京都議定書の対象ガスの主な発生起源と地球温暖化係数

ガスの種類	主な発生起源	地球温暖化係数
エネルギー起源 CO ₂	燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費や化石燃料により得られた電気等を含む場合には、それらの消費も間接的な排出につながる	1
非エネルギー起源 CO ₂	工業過程における石灰石の消費や、廃棄物の焼却処理等において発生	1
メタン (CH ₄)	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	一部の化学製品原料製造の過程や家畜排せつ物の微生物による分解過程等において発生	310
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	冷凍機器・空調機器の冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用	1,300 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造工程等において使用	6,500 (PFC-14)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用	23,900

国は、京都議定書の発効を受け、**2005(平成17)年4月**、「京都議定書目標達成計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標を次の通りとしました。

なお、目標年次は**2010(平成22)年度**とし、その時に達成すべき基準年（**1990年**、ただし、**HFC、PFC、SF₆**は**1995年**）との比較増減量・比が明示されています。

表1-2 温室効果ガス排出抑制・吸収の量の目標

区分	目標	
	2010年度排出量 (百万 t-CO ₂)	1990年度比 (基準年総排出量比)
温室効果ガス		
①エネルギー起源 CO ₂	1,056	+0.6%
②非エネルギー起源 CO ₂	70	▲0.3%
③メタン	20	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%
⑤代替フロン等3ガス (HFC、PFC、SF ₆)	51	+0.1%
森林吸収源	▲48	▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%
合計	1,163	▲6.0%

また、国は京都議定書の目標達成のため、「地球温暖化対策推進大綱」において、京都議定書の目標年次に向けての対策をまとめています。

表1-3 地球温暖化対策推進大綱の施策体系

1. 地球温暖化対策の総合的計画的推進
2. エネルギー需給両面の対策を中心に **CO₂** 排出削減対策の推進
(エネルギー起源の **CO₂** 排出削減量、需要面の省エネ対策の推進)
 - ①自主行動計画の着実な実施とフォローアップ
 - ②エネルギー管理の徹底、機器効率改善強化
 - ③住宅・建築物の省エネ性能向上
 - ④環境負荷の小さい交通体系の構築
 - ⑤自動車交通対策
 - ⑥新たな省エネルギー型技術等の開発・普及(エネルギー供給面の **CO₂** 削減対策の推進)
 - ①新エネルギー対策
 - ②燃料転換対策
 - ③原子力の推進
3. 非エネルギー起源 **CO₂**、**CH₄**、**N₂O** 排出抑制対策の推進
4. 代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進
5. 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化
6. 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進
 - ①地球温暖化防止活動推進のための基盤整備と普及啓発等の推進
7. 温室効果ガス吸収源対策の推進
 - ①森林・林業対策の推進
 - ②都市緑化等の推進
8. 京都メカニズムの活用
 - ①基本的な考え方、京都メカニズムの活用に必要な施策等
9. その他
 - ①事業活動に伴う温室効果ガス排出量・原単位の把握・公表の推進
 - ②家庭におけるエネルギー消費等に伴う温室効果ガス排出量の把握の促進
 - ③ポリシーミックスの活用

(注)施策体系の小項目の統合などの整理を行った

国は、地球温暖化防止諸施策の着実な成果を上げるため、部門別の省エネルギー対策や省エネルギー技術の開発・普及を進めています。

国は、**2010(平成 22)**年度におけるエネルギー起源の **CO₂** 排出量を **1990(平成 2)**年度レベルに抑制するため、産業部門、民生部門、運輸部門の省エネルギー対策と部門横断的省エネルギー対策をまとめ、現行対策で **5,000** 万kℓ（原油換算）、新規の省エネルギー対策で **700** 万kℓ（原油換算）、全体で **5,700** 万kℓの対策を推進しています。

表1-4 現行省エネルギー対策及び今後の省エネルギー対策の概要

部門	対 策 名	省エネ量 (原油換算)
現行対策 5,000 万 kℓ		
産 業	○経団連環境自主行動計画等に基づく措置	(両方の対策で)
	○中堅工場等における省エネルギー対策	2,010 万 kℓ
民 生	○トップランナー規制による機器効率の改善	540 万 kℓ
	○住宅・建築物の省エネ性能の向上	860 万 kℓ
運 輸	○トップランナー規制による機器効率の改善	540 万 kℓ
	○クリーンエネルギー自動車の普及促進	80 万 kℓ
	○交通システムにかかる省エネ対策	970 万 kℓ
新規対策 700 万 kℓ		
産 業	○高性能工業炉（中小企業分）	40 万 kℓ
民 生	○トップランナー機器の拡大	120 万 kℓ
	○高効率機器の加速的普及	50 万 kℓ
	○待機時消費電力の削減	40 万 kℓ
	○家庭用ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の普及	90 万 kℓ
	○業務用ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の普及	160 万 kℓ
運 輸	○トップランナー基準適合車の加速的導入	50 万 kℓ
	○ハイブリッド自動車等車種の多様化等の推進	50 万 kℓ
分 野 横 断	○技術開発	100 万 kℓ
	・高性能ボイラー（産業関連技術）	40 万 kℓ
	・高性能レーザー（産業関連技術）	10 万 kℓ
	・高効率照明（民生関連技術）	50 万 kℓ
	・クリーンエネルギー自動車の高性能化（運輸関連技術）	—
(注) ハイブリッド自動車等車種の多様化等の推進の内数		

国による省エネルギー技術開発、各種制度等の概要は、次の通りです。

○トップランナー方式による機器の効率改善

家電製品、OA機器、ガス・石油機器に省エネルギー基準、自動車の燃費基準にトップランナー方式を導入しています。トップランナー方式は省エネ基準や燃費基準を、それぞれの機器において現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする方式で、対象機器は次の通りです。

- ①乗用自動車（ガソリン、LPG、ディーゼル） ②貨物自動車（ガソリン、ディーゼル）
- ③エアコン（暖冷房兼用、冷房専用） ④テレビ ⑤ビデオテープレコーダー
- ⑥蛍光灯器具 ⑦複写機 ⑧電子計算機 ⑨磁気ディスク装置
- ⑩電気冷蔵庫 ⑪電気冷凍庫 ⑫ストーブ ⑬ガス調理器 ⑭ガス温水機器
- ⑮石油温水機器 ⑯電気便座 ⑰自動販売機 ⑱変圧器

○省エネルギーラベリング制度

消費者に対し家電製品の省エネ性能に関する情報提供を行い、省エネ効果の高い製品の普及を促進するための表示制度で、**2004(平成 16)年 5 月**現在の対象品目は次の通りです。（表示例：省エネ基準達成率〇〇%、年間消費電力量〇〇〇kWh）

- ①エアコン ②蛍光灯器具 ③テレビ ④電気冷蔵庫 ⑤電気冷凍庫
- ⑥ストーブ ⑦ガス調理器 ⑧ガス温水機器 ⑨石油温水機器 ⑩電気便座
- ⑪電子計算機 ⑫磁気デスク装置 ⑬変圧器

○省エネルギー型製品販売事業者評価制度

省エネルギー型製品の積極的な販売や省エネルギーに関する適切な情報提供を行っている販売業者を評価する制度。評価対象は、大型家電専門店（売場千㎡以上で売上高に占める家電製品売上高が**50%**以上）で、毎年度「省エネ型製品普及推進優良店」を決定しランキングとともに発表、優良店にはシンボルマークを表示。

○高効率給湯器の普及

給湯需要は家庭におけるエネルギー消費量の約3割を占めることから、省エネ効果の高い高効率給湯器の普及を促進するため補助を行っています。対象機器は次の通りです。

- ①CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（従来の燃焼式給湯器より約**30%**の省エネ達成）
- ②潜熱回収給湯器（従来の燃焼式給湯器より約**15%**省エネ達成）
- ③ガスエンジン給湯器（熱主電従の供給により建物全体で約**10%**省エネ達成）

○待機時消費電力の削減

家庭における待機時消費電力量は、家庭の全電力消費量の約 **10%**を占めることから、家電業界により待機時消費電力の自主削減プログラムを実施しています。

○省エネ性能の優れた住宅・建築物の普及促進

省エネ法改正により特定建築物（**2,000 m²**以上の住宅以外の建築物）の建築主に省エネ措置の届け出を義務付け、省エネ性能の表示の普及促進、省エネ基準適合住宅・建築物に対する支援措置を実施しています。また、**2006(平成 18)年 4 月**以降は大規模改修も届け出義務が発生します。

○HEMS（家庭用のエネルギー管理システム）の活用促進

情報技術の活用で、人に代って家電機器等の最適運転やエネルギーの使用状況のリアルタイム料金表示など、家庭における省エネ行動を支援するシステムです。**2001(平成 13)～2005(平成 17)年度**はフィールドテストで検証した後に、システムの本格的な普及をめざします。

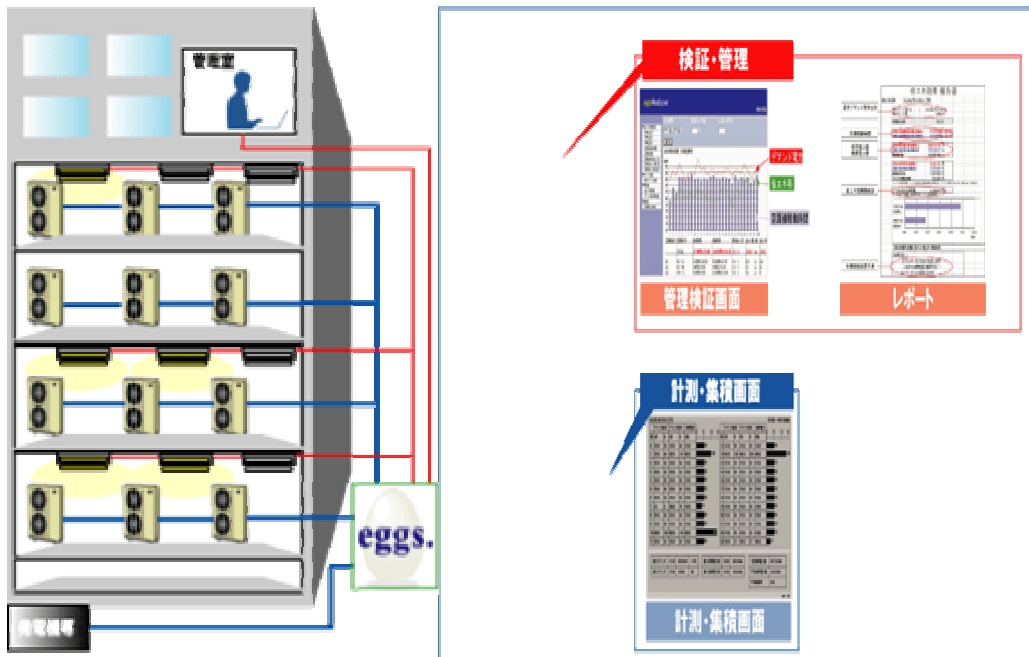


出典：NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）

○BEMS（業務用ビルのエネルギー管理システム）

情報技術の活用により、業務ビルにおける室内状況を温度センサーなどにより、リアルタイムで把握し、室内状況に応じた照明・空調等の最適な運転を可能とするシステムです。

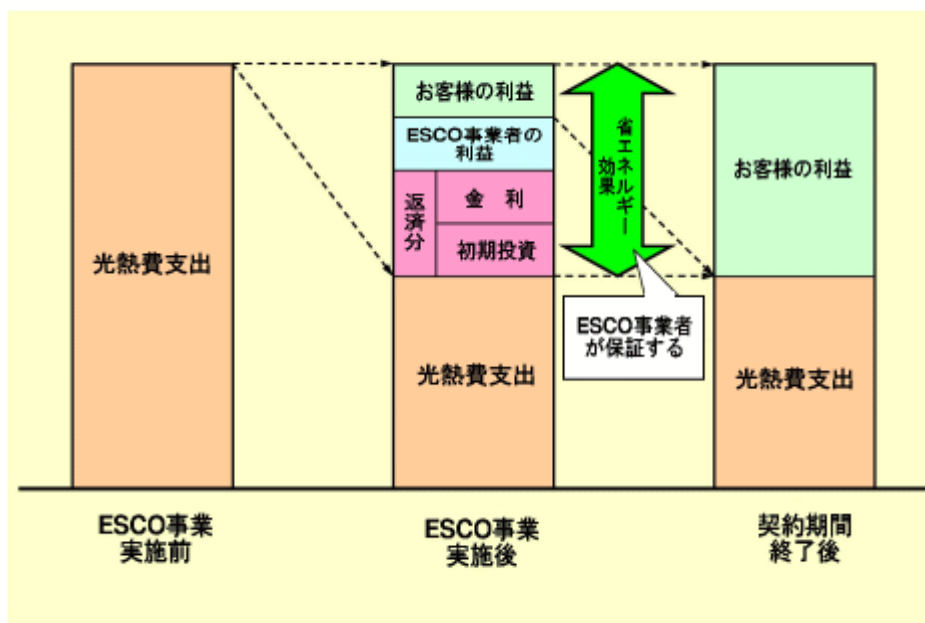
○ビルエネルギーマネジメントシステム 全体イメージ



出典：NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）

○ESCO 事業の普及促進

省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリット（光熱費の削減等）の一部を報酬として享受する事業です。



○アイドリングストップ車の普及促進

アイドリングストップにより約 **10%**の燃費改善効果があることから、アイドリングストップ車の普及・広報を進めています。

○燃費性能に関する公表・車体表示制度

省エネ法に基づく燃費基準が定められている自動車を対象に「燃費基準達成車」「燃費基準+**5%**達成車」の種別の公表及び燃費識別ステッカーの貼付をしています。

○交通流対策

交通需要管理（**TDM**）施策の推進による自動車交通需要の調整やノンストップ自動料金支払いシステム（**ETC**）の普及や道路交通情報通信システム（**VICS**）の推進などによる都市部等の交通渋滞解消によりエネルギー消費の増大を抑制します。

- 3 北海道の省エネルギー施策

北海道のエネルギー消費量は、1995(平成7)年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

2003(平成15)年度の北海道の最終エネルギー消費量は、原油換算では2,141万kℓで、1995(平成7)年度以降、ほぼ横ばいで推移していますが、京都議定書における基準年1990(平成2)年と比較すると、消費量合計で16%増となっています。

表1-5 部門別最終エネルギー消費量 (原油換算：万kℓ)

	産業部門	民生部門	運輸部門	合計	
	消費量	消費量	消費量	消費量	指数
1990(H2)	801	584	456	1,841	100
1995(H7)	867	721	578	2,166	117
2000(H12)	840	714	619	2,173	118
2003(H15)	852	711	578	2,141	116

出典：「北海道におけるエネルギー需給等の状況について」

北海道は、国の諸施策を受け「北海道省エネルギー・新エネルギー条例」を制定し道の責務、事業者の責務、道民の責務を明示しました。

また、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」を策定し、2010(平成22)年度に向けた省エネルギー目標を設定しました。

北海道では、2000(平成12)年「北海道省エネルギー・新エネルギー条例」を制定し道の責務、事業者の責務、道民の責務を明示しました。

また、同条例の規定を受けて2002(平成14)年2月「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」が策定されました。

この計画では、1998(平成10)年に策定した「第3次北海道長期総合計画」計画期間1998(平成10)～2007(平成19)年の着実な推進を踏まえると、人口の増加や経済成長などに伴いエネルギー需要が増加することが見込まれることや、省エネルギーや新エネルギーの導入を見込まないことを前提とすると、2010(平成22)年度の最終エネルギー消費量は原油換算で2,547万kℓに達すると推計しています。

基準年1990(平成2)年と比較すると、増加量は706万kℓ、伸び率は1.38倍、年平均増加率は1.6%に達するという推計となっています。

表1-6 エネルギー需給の将来推計 (原油換算：万kℓ、炭素換算：百万トン)

	1990 (H2)	1998 (H10)	2003 (H15)	2010 (H22)	1990(H2)年との比較		
					増加量	増加割合	平均増加率
最終エネルギー消費量	1,841	2,027	2,141	2,547	706	38.3%	1.6%
産業部門	801	747	852	931	130	16.2%	0.7%
民生部門	584	680	711	861	277	47.4%	2.0%
運輸部門	456	600	578	755	299	65.6%	2.6%
エネルギー起源 二酸化炭素排出量	16.0	17.1	17.6	20.5	4.5	28.1%	1.2%

出典：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」

北海道は、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」において、国や道が進める省エネルギーの諸対策、事業者や道民、経済団体などによる積極的な省エネルギー行動の実施などによって、京都議定書の目標年次 **2010(平成 22)**年度における北海道の最終エネルギー消費量を原油換算で **372 万kℓ**削減することを目標としました。

表1-7 省エネルギーの目標 2010(平成 22)年度 (原油換算：万kℓ)

部 門	対 策 前		対 策 後		省エネルギー量
	消費量	平均伸び率 1998 年度ベース	消費量	平均伸び率 1998 年度ベース	
産業部門	931	1.9%	825	0.8%	▲ 106
民生部門	861	2.0%	720	0.5%	▲ 141
運輸部門	755	1.9%	630	0.4%	▲ 125
合計	2,547	1.9%	2,175	0.6%	▲ 372

出典：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」

また、本計画では目標を達成するために、道民、事業者、道の省エネルギーの推進及び新エネルギーの開発・導入の推進に向けた行動を示しています。

—道民の行動—

- 省エネルギー型設備・機器の利用の拡大
- 新エネルギー利用設備・機器の積極的な導入
- 省エネルギー性の高い住宅の積極的な採用

—事業者の行動—

- 事業所におけるエネルギー管理の徹底
- ESCO 事業の活用などによる設備・機器、建築物のエネルギー効率の改善
- 事業所内における省エネルギー教育の実施

—道の行動—

- 道自らも事業者として、「事業者の行動」を率先して取り組む
- 道民、事業者への支援の取組み

- 4 北広島市の環境施策

北広島市は、環境にやさしいまちづくりの実現をめざし、人づくりを進めます。

北広島市は、**2000(平成 12)年 4 月**に「北広島市環境基本条例」を施行しました。

本条例では、環境の保全及び創造の基本理念として、

- ①良好で快適な環境の確保と将来の世代への継承
- ②環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現と市、市民及び事業者の公正な役割分担と自主的・積極的な取組み
- ③地域における地球環境保全の推進

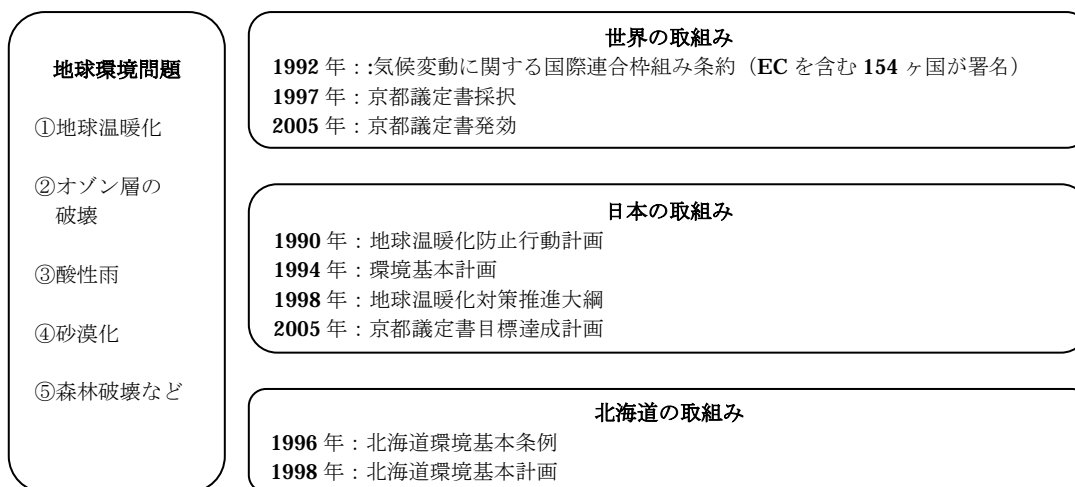
の**3**つを定め、それぞれの責務や基本的な施策などを掲げています。

これに基づき市は、**2001(平成 13)年 3 月**に同条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「北広島市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、**2001(平成 13)年度**から**2010(平成 22)年度**までの**10 年間**を計画推進期間とし、北広島市のめざす環境の姿として、

- ①「めざす市民の姿」～環境の大切さを理解し、環境に配慮した行動が実践できるひと
 - ②「めざす環境の姿」～豊かな自然に抱かれ、未来につづく環境都市 北広島
- を掲げ、それぞれに目標と環境施策を明示し、地域の環境はそこに住む一人ひとりが環境の大切さを理解し、行動することが大切であるとして「人づくりを重視した取組み」を進めています。

地球環境問題に関する世界等の取組みの流れと北広島市の環境施策



北広島市の取組み
 2000(平成12)年4月：北広島市環境基本条例
 2001(平成13)年3月：北広島市環境基本計画



北広島市環境基本条例の基本理念

- ①環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、**良好で快適な環境が将来にわたって確保**されるよう、適切に推進されなければならない。
- ②環境の保全及び創造は、人と自然の共存を基本として、**環境への負荷の少ない持続可能な社会への実現**に向けて、市、市民及び事業者の公正な役割分担のもとに自主的かつ積極的な取組みとして行われるとともに、科学的な知見の充実に努めながら、総合的かつ計画的に進められなければならない。
- ③地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関連していることから、**地域での取組み**として進められなければならない。

北広島市環境基本計画のめざす環境の姿

めざす市民の姿
 環境の大切さを理解し、環境に配慮した行動が実践できるひと

めざす環境の姿
 豊かな自然に抱かれ、未来につづく環境都市 北広島

目 標 と 環 境 施 策

目標

①ともに学び、ともに行動できるひとづくり

<環境施策>

■環境学習の推進

人材の育成、人材の活用
 環境学習の機会の提供
 環境学習の場の提供
 普及・啓発事業の推進

■環境教育の推進

目標

②地域協働体制の確立

<環境施策>

■地域協働体制の推進

市民活動、ネットワークづくりの支援
 地域活動の促進
 近隣市町村等との連携・協力
 国際交流

目標

①健康で安全に生活できるまち

<環境施策>

大気汚染の防止・水質汚濁の防止・悪臭の防止・騒音振動の防止・有害物質対策・その他の生活環境対策

目標

②人と生き物が共存する自然豊かなまち

<環境施策>

生物多様性の確保・自然とのふれあいの促進

目標

③心の豊かさが実感できるまち

<環境施策>

緑の保全と緑化の推進・ゆとりある空間の確保
 自然と調和した都市景観の形成・歴史的文化遺産の保存及び活用

目標

④環境への負荷の少ない循環型のまち

<環境施策>

廃棄物対策・健全な水資源の循環・エネルギーの適切かつ有効な利用

目標

⑤地球環境の保全に貢献するまち

<環境施策>

地球温暖化の防止・オゾン層の保護
 国際交流の推進

- 5 北広島市地域省エネルギービジョン策定の目的

北広島市民は「環境にやさしいまちづくり」の実現をめざします。

北広島市は、道央圏の中核都市として着実な人口増加を続け、1996(平成8)年9月に市制を施行し、都市としての新たな一步を踏み出しました。

2001(平成13)年3月、市民とともに21世紀における本市の確かな未来を築くため、その実現に向けたまちづくりの指針を明らかにした「北広島市総合計画～きたひろしま21創造プラン～」を策定しました。

この計画は、2001(平成13)年度から2010(平成22)年度までの10年間における総合的で計画的な行政運営を図ることを目的とし、めざす都市像に向けて、6つのまちづくりの基本目標を設けています。

このまちづくり基本目標の一つとして「環境と共生する快適なまち」があげられ、自然・緑の保全、地球環境にやさしい循環型社会への取組み、地球環境との共生などがうたわれており、地球環境の現状認識、環境保全のために一人ひとりの意識のさらなる向上がまちづくりに必要としています。

北広島市総合計画

めざす都市像

自然と創造の調和した豊かな都市

健康安心都市

交流文化都市

活力発展都市

6つのまちづくり基本目標

1. 安全で安心できるまち

2. 環境と共生する快適なまち

3. いきいきとした交流と連携のまち

4. 豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち

5. 高い都市機能をもち、活力にあふれるまち

6. 力強い産業活動が展開されるまち

また、1999(平成 11)年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画策定が義務付けられたことを受け、2001(平成 13)年 1 月地球温暖化防止のための「一改定一北広島市環境保全に向けた率先実行計画」を策定しました。

これに基づき市は、全公共施設において電気使用量の削減、暖房用等燃料使用量の削減などさまざまな省エネルギー活動を展開しています。

地球環境問題は、国、北海道がそれぞれの立場でさまざまな施策を展開していますが、一番大切なことは、地域レベルの施策の着実な成果が地球環境保全に有効であると認識することと考えます。

本ビジョンは、北広島市総合計画の「まちづくり基本目標」をはじめ「北広島市環境基本条例」の基本理念、「北広島市環境基本計画」の「めざす環境の姿」などの着実な推進を図るため市全域のエネルギー消費の現状・将来推計、具体的な省エネルギー推進プロジェクトの抽出など地域特性を生かした実効性の高い省エネルギー計画を策定し、「環境にやさしいまち北広島市」の実現をめざします。

計画の期間

本ビジョンにおける目標設定対象年度は、北広島市総合計画の最終年及び京都議定書の第1約束期間 2008(平成 20)年～2012(平成 24)年の中間年である 2010(平成 22)年とします。

北広島市地域省エネルギービジョンの位置付け

